

質 問 事 項
<p>1 旧市民球場について</p> <p>(1) 旧市民球場が戦後広島の復興のシンボルの役割を果たしてきたことについて、これまで、「検討会議」のなかで議論されたことはないと思うが、それでよいか。</p>
回 答
<p>◎ 旧市民球場跡地の活用を検討するにあたり、平成17年度（2005年度）に民間事業者から提案を募集した際には、球場の全部又は一部を残して活用することも含めて募集しました。その結果、民間事業者から提出された26件の提案のうち11件の提案は、球場の一部を残して活用する案となっていました。</p> <p>◎ これらの提案について、平成17年度（2005年度）から平成18年度（2006年度）にかけて開催した球場跡地利用検討会議で議論がなされ、委員から「現球場の施設はどの程度使えるのか、残していくのか、あるいは残さないのかもポイントになると思う」「毛利氏の時代から城下町として都市が出来てきた経緯、河岸緑地を整備してきた戦災復興の歴史など、広島の都市計画の歴史の中で、どう考えるかが大切である。」との意見がありました。</p> <p>また、「魅力的な緑地スペース、オープンスペースの方が集客を期待できる。」という意見もありました。</p> <p>◎ 検討会議の審議の結果、26件の提案のうち、「今後検討を深めれば、市民のみならず国内外から多くの人々が訪れたい魅力のある都市空間となる可能性がある」として11件の提案が選定され、そのうち5件の提案は球場の一部を活用する案でした。</p>

質 問 事 項

1 旧市民球場について

- (2) 第二期解体工事に入る前に、あらためて、「復興遺産」としての価値にふさわしい保存方法について、再検討する考えはないか。

回 答

- ◎ 旧市民球場跡地の活用については、平成17年度（2005年度）から検討を開始し、これまで各段階において市民等から意見を聴きながら、手順を踏んで検討を進め、平成21年（2009年）1月に利用計画を策定し、公表しました。
- ◎ この利用計画においては、球場跡地は全体を環境にやさしい緑地空間として整備し、外野ライト側スタンドの一部をメモリアル施設として保存、活用することにしていきます。これは、球場を一部でも残してほしいという市民等の意見を踏まえ、最も回遊の妨げとならない外野ライト側スタンドの一部を保存することにしたものです。
- ◎ 現在、球場解体の第1期工事や緑地広場の実施設計を進めており、平成25年（2013年）春の完成をめざし、利用計画に基づいて着実に跡地整備を進めていくことにしています。

質 問 事 項

1. 旧市民球場について

(3) 商工会議所の移転予定地は、いつの時点で市が国から購入するのか。

回 答

◎ 商工会議所ビルの移転については、昨年9月29日に開催された商工会議所常議員会において、球場跡地への移転が正式に決定されました。

現在、商工会議所において、商工会議所ビルの基本設計に向けた準備や詳細な収支計画等の検討がなされています。

◎ 商工会議所において、それらの検討結果が出された後、平成23年度（2011年度）中に、市が国から一旦土地を取得し、移転代替地として商工会議所に売却する予定です。

質 問 事 項
<p>1 旧市民球場について</p> <p>(4) 商工会議所との交換条件について、なぜ、これまで覚書きを交わさなかったのか。</p>
回 答
<p>◎ 商工会議所の移転用地については、市が国から一旦取得し、移転代替地として商工会議所に売却する予定です。商工会議所が移転後に、現商工会議所用地を市が公園用地として取得することにしてあります。このことは、平成21年（2009年）1月に策定、公表した跡地利用計画に明記しています。</p> <p>こうした土地の取引については、商工会議所において、商工会議所ビルの基本設計や詳細な収支計画等の検討結果が出された後、市が国から土地を取得する時期までには商工会議所と文書を取り交わす必要があると考えています。</p>

質 問 事 項

1 旧市民球場について

(5) 移転に対する商工会議所としての最終結論が出るのは、いつ頃になるのか。市はいつまでに結論を出してほしいと思っているのか。

回 答

- ◎ 商工会議所ビルの移転については、昨年9月29日に開催された商工会議所常議員会において、球場跡地への移転が正式に決定されました。
- ◎ 現在、商工会議所において、商工会議所ビルの基本設計に向けた準備や詳細な収支計画等の検討がなされており、商工会議所会頭からは、今年1月の商工会議所定例会見において、新年度前半には計画を取りまとめたいたの意向を示されています。
- ◎ 市としても、平成25年(2013年)春の移転の実現に向け、新年度の早い時期に建設計画のとりまとめがなされるよう、引き続き協議を行うとともに、必要な協力を行っていきます。

質 問 事 項

1 旧市民球場について

(6) 商工会議所移転用地3,000㎡のうち、市が購入を予定しているのは、およそ、何㎡か。

回 答

◎ 商工会議所の移転用地については、その面積全体について、市が国から一旦取得し、移転代替地として商工会議所に売却することになっています。

質 問 事 項

1 旧市民球場について

(7) 国はいつの時点で土地代を示すのか。

回 答

◎ 商工会議所の移転用地については、市が国から一旦取得し、移転代替地として商工会議所に売却することにしており、新年度には、市から国に対し、移転代替地となる国有地の取得依頼を行うことにしています。

国から国有地の売払金額が示される時期は、新年度において、市が国有地の取得依頼を行い、国において、土地鑑定評価がなされた後になると考えています。

質 問 事 項

1 旧市民球場について

(8) もし、商工会議所の移転が白紙に戻ったら、跡地計画はどうするのか。

回 答

- ◎ 商工会議所の移転については、昨年9月29日に開催された商工会議所常議員会において、球場跡地への移転が正式に決定されたものであり、白紙に戻ることはないと考えています。
- ◎ 現在、商工会議所において、商工会議所ビルの基本設計に向けた準備や詳細な収支計画等の検討がなされており、市としても、引き続き移転の実現に向け協議を行うとともに、必要な協力を行っていきます。

質 問 事 項

1 旧市民球場について

(9) 今年1月の都市活力創造対策特別委員会での私の質問に、「旧球場にアスベストはない」と答弁したが、今日の予特では、「アスベスト除去工事について、指導を受けた」旨の答弁があった。真実はどちらなのか。

回 答

◎ 1月の都市活力創造対策特別委員会において、皆川委員からアスベストの有無についての質問があり、旧市民球場跡地担当課長からアスベストは含まれていないことをお答えしました。

この答弁の趣旨は、飛散し、健康被害を生ずる危険性があるとされるアスベスト繊維を含む吹き付けアスベストについてお答えしたものです。

同委員会で答弁しましたように、昨年度及び一昨年度に吹き付けアスベストの有無を調査しており、その結果、旧市民球場には含まれていないことを確認しています。

◎ これに対し、先日の予算特別委員会（建設関係）において、山田委員の質問に対し、営繕部長が労働基準監督署からの指導の中でアスベスト建材の処理について答弁しましたが、この建材は、飛散する可能性があると考えられる吹き付けアスベストではありません。

この建材は、セメントに強度を補強するためにアスベストを含む繊維を混ぜて板状に成形したものであり、繊維がセメントで固められていることから通常の使用状態では飛散の恐れはありません。このため、これまで壁や天井の不燃性の建材として広く一般の建物に使用されてきており、飛散することが問題視されている吹き付けアスベストとは異なるものです。

◎ 労働基準監督署からは、現地を確認した際、この建材の撤去にあたって、引き続き丁寧に撤去してもらいたいという趣旨の話がありましたので、本市もそのように処理しているということを答弁したものです。